

2024年10月

当社商品は保険料控除の対象ではございません

あすか少額短期保険株式会社

保険料控除の対象となる保険商品は所得税法で限定されており、弊社商品の「地震火災費用保険金」および「地震費用保険金」については、「年末調整」および「確定申告」における「保険料控除」の対象とはなりません。

当社では、「保険料控除証明書（地震保険料控除証明書）」は発行いたしておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（担当窓口）フリーダイヤル：0120-592-166[平日9:00~17:00]

以 上